特 記 仕 様 書

【委託名称】位置境界明確化調査業務

【履行場所】那覇市壷屋（Ａ９０ブロック）

令和８年度

沖縄県企画部県土・跡地利用対策課

沖縄県企画部県土・跡地利用対策課位置境界明確化調査業務
特記仕様書

委託業務名： 位置境界明確化調査業務
履行場所　： 那覇市壷屋（Ａ９０ブロック）
工　　期　： 契約締結日の翌日から令和９年３月25日
　　まで
業務概要　： 測量業務（０．０７３８ha）

第１節 総則

（適用範囲）
第１条　本業務の実施にあたっては、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和 52 年法律第 40 号。以下「位置境界明確化法」という。）、同法施行令、位置境界明確化等作業要領（以下「作業実施要領」という。）、国土調査法関係諸法令等及び地籍調査業務等共通仕様書によるほか、この特記仕様書により実施しなければならない。
（目的）
第２条 本業務は、沖縄県知事が位置境界明確化法に基づく地籍図、地籍簿等（以下「成果」という。）を作成するために、位置境界明確化調査業務を委託して実施するものである。
（作業項目）第３条 本業務の作業項目
（別紙参照）
（作業準備）
第４条 作業機関は、所定の機能及び規格を有する測量器機を整備し、定められた諸用紙類を準備するものとする。
（自社点検）
第５条 作業者は、工程小分類等の作業を終えたときは、速やかにその記録及び成果の全数点検を行うものとする。
２　自社点検は、担当技術者等が行うものとする。
（調査職員点検及び検査）
第６条 地籍調査業務等委託契約書（以下「契約書」という。）第８条に定める調査職員は、「地籍調査事業工程管理及び検査規程」の定めにより工程管理者となり、位置境界明確化調査を適正かつ円滑に実施するために、作業の進捗状況を確実に把握し、作業体制、作業方式等の変更の指示を与え、また調査職員点検を作業終了後又は作業中途において随時実施するものとする。
２　作業方式等の変更が、地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号。以下「準則」という。）に定めのない方法による場合には、調査職員を通じて承認を受けるものとする。

３　作業機関は、準則及び同運用基準に定める観測、測距、その他手簿、記簿、計算簿並びに網図、地図等を常に整備して、計画機関からの指示を受けたときは速やかに調査職員点検を実施させなければならない。

４　作業機関は、作業工程を終了したときは速やかにその成果品をとりまとめて、契約書第 29 条第２項の検査を受けるものとする。

５　前項に規定する検査は、国土調査法第 19 条第５項に定める成果の指定を得るための検査も兼ねるため、調査職員点検を終了したものについて行うものとする。

（立会）

第７条 作業機関は、調査職員点検及び納品した成果の検査、閲覧等に計画機関より立会を求められたときは、これに応じるものとする。

（報告及び事務連絡）

第８条 この事業の履行に関し、作業実施における疑義照会、各種の報告及び関係機関への通知連絡は、すべて文書により調査職員を経て行うものとする。ただし、軽微な事項についてはこの限りでない。

（関係法令）

第９条 第１条に定める国土調査法関係諸法令等は次のとおりである。

（１）国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）

（２）国土調査法施行令（昭和 27 年政令第 59 号）

（３）地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号）

（４）地籍調査作業規程準則運用基準（平成 14 年国土国第 590 号）

（５）地籍図の様式を定める省令（昭和 61 年総理府令第 54 号）

（６）地籍簿の様式を定める省令（昭和 53 年総理府令第３号）

（７）地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成 14 年国土国第 591 号）

（８）地籍測量に用いる器械の点検要領（平成 23 年国土籍第 280 号）

（９）地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例（平成 29 年版）

（10）地籍調査成果電子納品要領（令和７年４月版）

２　前項の法令等は最終改正のものを適用するものとする。

（その他）

第 10 条 本仕様書及び第９条に定める関係法令等に明示されていない事項並びに作業実施上の疑義については、調査職員の指示を受けて行うものとする。

第２節　４級多角測量・細部測量・面積測定

（成果のファイリング）

第 11 条 ４級多角測量の記録並びに成果のファイリングは、それぞれ下述の要領で行う。

（１）４級多角測量の記録簿並びに成果簿の表紙

（ア）表紙の記載事項は計画機関の指示により作成する。

（２）４級多角測量記録簿のファイリング順序

（ア）簿冊は、一、二次及び細部路線に分け、一簿冊の厚さは２cm を標準とし、路線毎に手簿、記簿、計算の順にファイリングするものとする。
（イ）各簿冊には目次をつける。
（ウ）各路線には選点手簿路線図をつける。
（エ）各路線の見出しには口取紙をつけ、路線番号を記入すること。
（オ）一次路線簿冊の当初に機器及びプログラム検定書を添付すること。

（３）４級多角測量成果簿のファイリング方法
（ア）市町村区番号及び路線名順に行う。
（イ）１次、２次、３次の順とする。

（４）補足多角点網図の作成
基準点網図様式に準じて行うものとする。また、用紙はポリエステルベース（＃300 以上）を用いるものとする。

（５）磁気記録媒体
地籍測量の成果は、簿冊の他に磁気記録媒体にも記録して提出すること。

（原図用紙）
第 12 条 一筆地測量に用いる原図用紙は、40cm×50cm ポリエステルベース（＃300 以上）とする。

（地籍図原図の作成）第 13 条 原図は、準則第 74 条及び同運用基準第 43 条に基づき作成するものとする。

（地籍図の整飾）第 14 条 調査測量年月日は、西暦で表示するものとする。

２ 同一地番区域内に測地外がある場合は、地番区域見出図に測地外と記載する。

３ その他の事項は、地籍図様式を定める省令に定めるとおりとする。

第３節 成果品の納入

（成果品）
第 15 条 計画機関へ納入する成果品は、次のとおりとする。

（１）４級多角測量
（ア） 多角点選点図、平均図
（イ） 多角測量観測計算諸簿
（ウ） 多角点網
（エ） 多角点成果簿（精度管理表もファイリング）
（オ） 精度管理表

（２）地籍細部測量
（ア） 細部図根測量観測計算諸簿
（イ） 細部図根点配置図（多角点網図に含める）
（ウ） 細部図根点成果簿（多角点成果簿にファイリング）
（エ） 一筆地測量観測計算諸簿
（オ） 筆界点番号図

（カ）　筆界点成果簿（番号区域ごとにまとめる）
（キ）　精度管理表
（ク）　地籍図一覧図
（ケ）　地籍図原図

（３）面積測定
（ア）　地積測定観測計算諸簿
（イ）　地積測定成果簿
（ウ）　筆界点座標値等の磁気記録
（エ）　精度管理表

（４）その他
（ア）　地籍図原図複図（２部）
（イ）　筆界点番号図複製図（２部）
（ウ）　地図編纂図（１部）
（エ）　現況測量図（１部）
（オ）　地籍簿（３部）
（カ）　地籍調査票（データ出力用含む）
（キ）　調査職員の指示するもの

（電子納品）

第 16 条 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは「地籍調査成果電子納品要領」（以下「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

２　成果品は「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で正副２部、及び PDF 変換データ（600dpi）を１部提出する。「要領」に定めのない事項については、「土木設計業務等の電子納品要領（案）」及び「測量成果電子納品要領（案）」に従うものとする。

３　成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

４　成果品の提出の際には、電磁納品の外、印字した紙データも１部提出するものとする。

第４節 その他

（土地の立ち入り）

第 17 条 実施機関は、測量のための第三者の土地に立ち入る場合には予め所有者等関係人の了解を求め、紛争の起こらないよう留意しなければならない。なお、土地立入証は常時携帯し、提示を求められた場合には提示しなければならない。

（立木等の伐採）

第 18 条 立木等の伐採を必要とするときは、事前に調査職員と協議し、予め所有者等関係人の了解を求め、紛争の起こらないよう留意しなければならない。なお、伐採した立木等の補償は受注者が負担する。

（賃与品等）

第 19 条 賃与資料は、次のとおりとする。

（１）該当地区の地籍図（写し）

（２）その他

(別紙)

作業項目	細作業項目	内　容	数 量	備 考
測量業務	４級基準点測量	計画、選点、観測、計算整理	５点	地域：市街Ⅱ 精度：甲３
	一筆地調査	計画、関連資料収集等、現地調査の通知、点検整理 現地調査	0.0738ha	縮尺：1/500 筆数：７筆
	一筆地測量	計画　計算・整理　筆界点成果簿作成	0.0738ha	
		計画　原図作成　筆界点番号図作成　地籍図一覧図作成	0.0738ha	
	現況測量	（内業）計画　（外業）現地調査　現地測量	0.0738ha	
	復元測量	（内業）計画　　復元計算 （外業）復元測量　現地復元	0.0738ha	
	地積測定	準備　計算　整理	0.0738ha	
	地籍図・地籍簿案の作成	調査票点検整理・地積簿案作成	0.0738ha	
	打ち合わせ	初回、中間、最終	１式	